

2026 年 9 月 30 日

お客さま各位

株式会社 千葉興業銀行

住宅ローン変動金利の基準金利見直しについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび千葉興業銀行では、短期プライムレートの引き上げ金融政策の変化・直近の金融市場動向を踏まえ、2026 年 10 月 1 日（木）より住宅ローン変動金利の基準金利を年 0.25% 引き上げることと致しました。

記

【新利率】

(年率)		
改定後	改定前	改定幅
3.375%	3.125%	+ 0.250%

【対象商品】

固定・変動金利選択型住宅ローン（※）の金利タイプのうち変動金利商品
※コスモスホームローンなど

【金利変更の仕組み】

金利の見直しは年に 2 回行われます。（金利見直し基準日：4 月 1 日および 10 月 1 日）

【新利率の適用開始日】

○2026 年 10 月 1 日以降に住宅ローン新規借り入れの場合

基準金利見直し後のお借入れ月の店頭表示金利が適用されます。

○2026 年 9 月 30 日以前に住宅ローンを借り入れの場合

変動金利にて住宅ローンをご利用中のお客様の金利が変更となります。

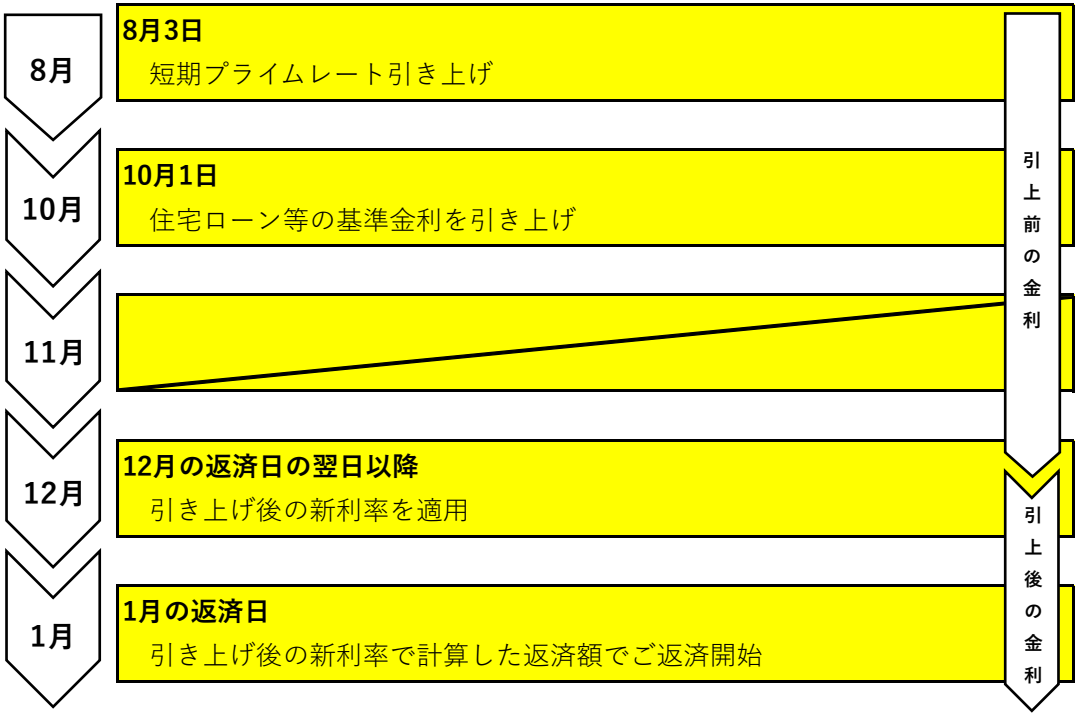
【ご返済予定表の送付】

金利引き上げ後のご返済予定表につきましては、12月ご返済日以降順次送付となります。

金利の種類	金利見直し基準日	新利率の適用開始日（※）	（新利率） 「ご返済予定表」の発送時期
変動金利 （年2回型）	2026年10月1日	2026年12月のご返済日翌日 （2027年1月ご返済分より反映）	2026年12月ご返済日以降順次（※） （12月ご返済後2週間程度が目安です）

※半年ごとボーナス返済をご利用の場合、2026年10月1日以降、最初に到来するボーナス返済日の翌日

【スケジュール】（半年ごとのボーナス返済を併用しない場合）



※返済額（元金と利息）はご返済予定表でご確認ください。変動金利の仕組みについては下記をご参照ください。

【5年ルール・125%ルール】

変動金利にてお借入れの場合には、以下のルールがあります。

<5年ルール>

返済額は5年ごと（※）に見直しします。金利が変更になっても、次回の見直しまで返済額は変わりません。（金利が変更となった場合、元金と利息の内訳が変わります。）

（※）10月1日を経過するごとに1年が経過したものとみなします。

<125%ルール>

返済額は5年ごとに見直ししますが、金利上昇により返済額が大きく異なる場合でも、新返済額は前回までの返済額の125%を超えません。

5年ルール・125%ルール イメージ図

